

# 措置状況総括表

平成30年5月31日公表分

平成27年度監査テーマ:過去の包括外部監査結果に対する措置状況の検証

指摘・意見の数 指摘21(うち措置済み18, 検討中3, 未措置0) 意見74(うち措置済み66, 検討中8, 未措置0)

担当課別の措置状況 (※1つの指摘・意見が複数の課等にまたがる場合があるため, 上記「指摘・意見の数」とは一致しない。)

担当課等	措置状況	指 摘			意 見		
		措置済み	検討中	未措置	措置済み	検討中	未措置
I	H20年度 指定管理	5	3	2	63	58	5
	人事課行政改革室				17	17	
	県民文化課				3	2	1
	県民スポーツ課	1		1	1	1	
	にぎわいづくり課	4	3	1	14	14	
	林業戦略課				2	2	
	県土整備政策課				4		4
	都市計画課				8	8	
	監査事務局				14	14	
II	H21年度 教育委員会	2	1	1	8	7	1
	秘書課				1	1	
	教育政策課				1	1	
	施設整備課	1	1		2	1	1
	教育創生課				1	1	
	教職員課				1	1	
	学校教育課	1		1	1	1	
	総合教育センター				1	1	
III	H22年度 県税	8	8		11	10	1
	人事課行政改革室				1	1	
	税務課	8	8		9	8	1
	監査事務局				1	1	
IV	H23年度 情報関連	2	2		9	8	1
	秘書課				1	1	
	管財課	1	1				
	税務課				3	2	1
	電子行政推進課				1	1	
	保健製薬環境センター	1	1				
	建設管理課				1	1	
	砂防防災課				2	2	
	学校教育課				1	1	
V	H24年度 観光関連	4	4		17	17	
	観光政策課	2	2		5	5	
	国際課				2	2	
	にぎわいづくり課	2	2		7	7	
	もうかるブランド推進課				1	1	
	都市計画課				1	1	
	次世代交通課				1	1	
合計(※)		21	18	3	108	100	8
構成比		100%	85.7%	14.3%	100%	92.6%	7.4%

(参考)

平成29年5月31日公表分

指摘・意見の数 指摘21(うち措置済み16, 検討中5, 未措置0) 意見74(うち措置済み57, 検討中17, 未措置0)

平成28年9月30日公表分

指摘・意見の数 指摘21(うち措置済み14, 検討中7, 未措置0) 意見74(うち措置済み54, 検討中20, 未措置0)

# 措置状況一覧表

平成27年度監査テーマ：過去の包括外部監査結果に対する措置状況の検証

I 平成20年度「指定管理者制度導入施設における管理者の選定、事務執行及び管理運営について」

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
第1 全施設共通				
6-7	1 選定委員の選定等	指定管理者選定委員会の委員の過半数を外部委員となるよう改めた点は評価できるが、県と人事や財務等で密接な関係のある外郭団体が応募する場合には、公平性、客観性の観点からすべて外部委員で構成する方向で検討すべきである。(意見)	平成29年度も、内部委員を1名を上限とする構成（外部委員4名、内部委員1名）で選定委員会を開催し、指定管理者選定に係る公平性、客観性の確保に努めた。 (人事課行政改革室)	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt; 平成20年度の包括外部監査結果を受け、それまで外部委員4名、内部委員4名、合計8名で構成していた選定委員会を平成21年度より、外部委員が過半数（外部委員4名、内部委員3名）とし、公平性、客観性を高めたところであるが、今回の意見を受けて、さらに、公平性、客観性を高めるため、平成28年度より内部委員を1名を上限とする変更とした。（外部委員4名、内部委員1名（上限）） 県有施設の管理者を指定する委員会であることから、施設を所管する県としては、1名の内部委員は必要である。 (人事課行政改革室)</p>	措置済み
7-8	2 募集期間等	ほとんどの募集で募集要項の公表から申請書類等の提出までに約2ヶ月の期間が確保されており、必要な対応がなされているといえる。しかしながら、一部の募集で2ヶ月の期間が確保されていない事例があるところ今後はさらに2ヶ月程度の確保を徹底することが望まれる。 (意見)	平成29年度当初の担当者会や募集前などの機会に、募集要項の公表から申請書類等の提出までの期間を2ヶ月程度確保するよう施設所管課に周知を行ったが、平成29年度公募した25施設のうち1施設において1ヶ月半となった。 平成30年度は、担当者会をはじめあらゆる機会を通じ周知徹底に努めるとともに、公募のスケジュール管理により2ヶ月程度の期間の確保を行う。 (人事課行政改革室)	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt; 募集要項の公表から申請書類等の提出までの期間は2ヶ月程度を確保するように努めているところであり、今後も2ヶ月程度を確保するよう制度所管課として、平成28年度当初の担当者会などで施設所管課に再度周知徹底を行った他、今</p>	措置済み

8-11	3 情報提供	<p>現地説明会のスケジュールについては、ほとんどの募集で改善されており、必要な対応がなされているといえるが、なお改善を要する募集があった。また、情報提供についても不十分な点が一部見られた。これらについては、今後さらに改善することが望まれる。(意見)</p>	<p>後も募集時においては年度当初の担当者会や募集前などの機会に施設所管課に周知徹底を図り、平成28年度更新3施設の期間については2ヶ月程度を確保したところである。 平成29年度以降も同様の手続きとする。 (人事課行政改革室)</p>	
			<p>平成29年度当初の担当者会などで、募集期間中における現地説明会について、複数回の開催日を設定し実施するよう施設所管課に再度周知徹底を行い、全ての公募施設で複数回の開催日を設定し、応募者が1団体の施設を除き実施した。 また、情報提供についても、施設所管課が募集に関する情報を県ホームページに掲載した。 (人事課行政改革室)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt; 現地説明会のスケジュールについては、募集期間中に複数回実施するなど、応募を検討されている方の利便性向上を図っており、平成28年度当初の担当者会などで、複数回実施することや開催日の調整等を施設所管課に再度周知徹底を行った他、今後も募集時においては年度当初の担当者会や募集前などの機会に施設所管課に周知徹底を図ることとした。 また、情報提供についても平成28年度の募集から、募集に関する情報を次回募集時まで県ホームページに掲載することとする改善を図った。 (人事課行政改革室)</p>	措置済み
第2 徳島県立文学書道館				
11-13	1 特別展示等の経費など	<p>文学書道館の展示内容の充実や利用の促進を確保するため、報奨金制度の導入を含めて具体的な方策を検討すべきである。(意見)</p>	<p>展示内容の充実や利用促進の確保については、指定管理者との協力体制のもと、改善の方策を検討し、テレビCMを利用した広報の強化や常設展示室の展示内容の見直し、小中学生や外国人を対象とした新たな講座の開設、ロビー空間を活用したサロンコンサートの開催など、館への興味関心を持つ新たな客層の開拓やリピーター増加に向けての取組を進めた結果、入館者数が3年連続で伸びており、改善が図られた。 (県民文化課)</p>	措置済み
			<p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt; 報奨金制度の導入は、利用者実績のみを求めた内容(著名作家や漫画展など)に企画を偏らせ、本来の施設の設置目的である「文学及び書道に関する研究、鑑賞、創作活動等を促進し、もって豊かな県民文化の振興に寄与する」を見失う可能性が高く、文学書道館への導入には慎重を期すべきと考える。</p>	検討中

			<p>一方で、展示内容の充実や利用促進の確保については、県としても指定管理者との協力体制のもと、検討していくべき課題であると認識している。</p> <p>平成28年度からは、テレビCMを利用した広報の強化や、常設展示室の展示内容の見直し、施設パンフレットの充実化などを検討しており、館への興味関心を持つ新たな客層の開拓やリピーター増加に向けての取組を進め、入館者の増加や館の利用促進を図って参りたい。</p> <p>(とくしま文化振興課)</p>	
14-15	3 委託契約	<p>外部監査人の指摘意見については、措置するかどうにかかわらずすべて対応すべきである。第三者への委託についての県の承認手続きは、平成20年度の外部監査時から何ら改善されていない。委託内容の詳細が記された書面を入手することにより、委託内容を事前に十分把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を追及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し、委託契約は可能な限り競争原理を追求したものとなるよう、再度指導を徹底すべきである。(意見)</p>	<p>平成29年度以降の委託契約の業者選定にあたっては、引き続き、「管理運営期間中の第三者使用承認申請書」を提出させ、競争原理を追求した契約について確認をした。</p> <p>(県民文化課)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt;</p> <p>御意見を受け、新たに「管理運営期間中の第三者使用承認申請書」の提出を指定管理者に求め、県が事前に委託内容の詳細を把握した上で承認できるように改善を行った。</p> <p>また、平成28年度の委託契約の業者選定にあたっては、例えば、植栽管理業務において見積徴収業者数を大幅に増やすことにより更なる競争性を確保するなど、競争原理を追求した契約に向けて指導をした結果、改善が図られた。</p> <p>(とくしま文化振興課)</p>	措置済み
第3 徳島県鳴門総合運動公園スポーツ施設、徳島県蔵本公園スポーツ施設、徳島県立中央武道館				
15-17	1 委託契約	<p>外部監査人の指摘意見については、措置するかどうにかかわらずすべて対応すべきである。第三者への委託についての県の承認手続きは、平成20年度の外部監査時から何ら改善されていない。委託内容の詳細が記された書面を入手することにより、委託内容を事前に十分把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を追及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し、委託契約は可能な限り競争原理を追求したものとなるよう、再度指導を徹底すべきである。(意見)</p>	<p>第三者への委託に関する承認手続きについて、平成30年3月に指定管理者から「管理運営期間中の第三者使用承認申請書」の提出を受け、承認を行った。また、一者随意契約の場合は競争になじまない理由を書面により確認した。</p> <p>(県民スポーツ課)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：平成29年5月31日公表分&gt;</p> <p>第三者への委託に関する承認手続きについては、平成29年4月から、新たに「管理運営期間中の第三者使用承認申請書」の提出を指定管理者に求め、県が事前に委託内容の詳細を把握した上で承認できるように改善を行った。また、一者随意契約の場合は競争になじまない理由を書面により確認することとした。</p> <p>(県民スポーツ課)</p>	措置済み
			<p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt;</p> <p>第三者への委託に関する承認手続きについては、指定管理</p>	検討中

			者と協議の上、委託内容が事前に十分把握できるよう改善していくとともに、可能な限り競争原理を追求したものとなるよう引き続き検討する。 (県民スポーツ課)	
20-22	第4 徳島県立大鳴門橋架橋記念館（エディ）、徳島県立渦の道	1 審査基準等 外部監査人の指摘・意見については、それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点では「検討して参りたい。」でもよいが、その後数年経過しており、次回の募集も行われているにもかかわらず、検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果、対応したのかしなかったのか、対応した場合にはどのような対応をしたのか、対応しなかった場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急に公表すべきである。（意見）	平成29年度の募集時においても、平成23年度に見直した審査項目で募集し、平成30年度からの新たな指定管理者を選定した。 (にぎわいづくり課) ----- <参考：平成28年9月30日公表分> 平成20年度の包括外部監査の意見を受けて検討した結果、平成23年度の募集時から「経済性の追求」の配点を25点から30点に増加した。 「経済性の追求」の審査項目の一つである「管理運営費の縮減」は指定管理料の金額の多寡を評価する指標であるが、もう一つの審査項目の「収支計画」は管理運営における収支の内容も考慮した選定委員の裁量が反映できる評価指標である。 「効率的な管理運営」を審査するためには上記の2項目を評価する必要があると考えて現状の配点としている。 なお、この審査基準は選定委員会の審議を経て決定されたものである。 (にぎわいづくり課)  措置公表のあり方を改善するため、平成25年5月に「措置状況の判定基準・記載要領」を策定し、平成24年度監査分（観光関連：平成25年9月20日第1回措置状況公表）以降は「措置済み」「検討中」の基準を明確化するとともに、具体的な内容を記載のうえ公表することとした。 (人事課行政改革室、監査事務局)	(その後の取組)  措置済み
22-24	2 修繕費 外部監査人の指摘・意見については、それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点では「検討して参りたい。」でもよいが、その後数年経過しており、次回の募集も行われているにもかかわらず、検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果、対応したのかしなかったのか、対応した場合にはどのような対応をしたのか、対応しなかった場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急に公表すべきである。	平成29年度の募集時において、1件60万円以上の修繕については、県が実施し、その金額未済については、指定管理者が実施することとし、両者の負担の範囲の明確化を図った。 (にぎわいづくり課) ----- <参考：平成28年9月30日公表分> 包括外部監査の意見を受け、県と指定管理者の修繕費負担の範囲の規定について、より明確な規定の導入を検討する。 なお、平成28年3月に「指定管理業務の運営改善につい	措置済み  検討中	

		<p>また、修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲については不明確なままである。もっと明確な規定の導入を検討すべきである。(意見)</p>	<p>て」指定管理者に通知し、平成28年4月から修繕費の執行については、年間計画を年度当初及び毎月徴収することとし、「施設に重大な影響を及ぼす修繕」を行う際は、事前協議を書面により随時実施し、内容を精査した上で、執行するよう改善を図った。</p> <p>また、1件10万円を超える修繕を執行する場合には、原則入札や相見積もりで業者を決定することとし、一者随意契約を行う場合は業者選定理由を示すことなど改善を図った。 (にぎわいづくり課)</p> <p>措置公表のあり方を改善するため、平成25年5月に「措置状況の判定基準・記載要領」を策定し、平成24年度監査分(観光関連：平成25年9月20日第1回措置状況公表)以降は「措置済み」「検討中」の基準を明確化するとともに、具体的な内容を記載のうえ公表することとした。 (人事課行政改革室、監査事務局)</p>	
24-25	3 委託契約	<p>第三者への委託についての県の承認手続きは、平成20年度の外部監査時から何ら改善されていない。委託内容の詳細が記された書面を入手することにより、委託内容を事前に十分把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を迫及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し、委託契約は可能な限り競争原理を追求したものとなるよう、再度指導を徹底すべきである。(意見)</p>	<p>平成29年度においても、第三者への外部委託の執行については、指定管理者が事前に契約金額や業者選定理由などについて申請し、県が承認の上、契約締結後には契約書及び仕様書等の写しを徴した。また、一者随意契約の場合は競争になじまない理由を書面により確認した。 (にぎわいづくり課)</p> <p>-----</p> <p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt; 平成28年3月に「指定管理業務の運営改善について」指定管理者に通知し、平成28年4月から第三者への外部委託の執行については、指定管理者が事前に契約金額や業者選定理由などについて申請し、県が承認の上、契約締結後は契約書及び仕様書等の写しを徴することとした。また、一者随意契約の場合は競争になじまない理由を書面により確認することとした。 (にぎわいづくり課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>
25-26	4 事業報告書	<p>「講じた措置」の記載では、外部監査人の指摘・意見に沿って対応したかのように記載されているが、実際にはかかる内容の対応はとられていない。このような対応は県民に誤解を生じさせるものであり、改めるべきである。(指摘)</p>	<p>平成28年度及び平成29年度の事業報告及びモニタリングにおいても、収支報告については、従前の報告内容に加え、収支の詳細を徴収し、確認を行った上で、その事項については書面を残した。</p> <p>また、モニタリングにおいて確認した収支に関する資料については、全て写しを徴収した。 (にぎわいづくり課)</p> <p>-----</p> <p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt; 平成28年3月に「指定管理業務の運営改善について」指</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>

			<p>定管理者に通知し、平成27年度分から収支報告については、従前の報告内容に加え、収支の詳細を徴収し、確認を行った上で、その事項については書面を残すよう改善を図った。</p> <p>また、モニタリングにおいて確認した収支に関する資料については、全て写しを徴収することとした。</p> <p>(にぎわいづくり課)</p>	
	第5 徳島県立出島野鳥公園			
27-29	2 審査基準	<p>外部監査人の指摘・意見については、それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点では「検討して参りたい。」でもよいが、その後数年経過しており、次回の募集も行われているにもかかわらず、検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果、対応したのかしなかったのか、対応した場合にはどのような対応をしたのか、対応しなかった場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急に公表すべきである。(意見)</p>	<p>平成29年度の募集時においても、平成23年度に見直した審査項目で募集し、平成30年度からの新たな指定管理者を選定した。</p> <p>(にぎわいづくり課)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt;</p> <p>平成20年度の包括外部監査の意見を受けて検討した結果、平成23年度の募集時から「経済性の追求」の配点を25点から30点に増加した。</p> <p>「経済性の追求」の審査項目の一つである「管理運営費の縮減」は指定管理料の金額の多寡を評価する指標であるが、もう一つの審査項目の「収支計画」は管理運営における収支の内容も考慮した選定委員の裁量が反映できる評価指標である。</p> <p>「効率的な管理運営」を審査するためには上記の2項目を評価する必要があると考えて現状の配点としている。</p> <p>なお、この審査基準は選定委員会の審議を経て決定されたものである。</p> <p>(にぎわいづくり課)</p> <p>措置公表のあり方を改善するため、平成25年5月に「措置状況の判定基準・記載要領」を策定し、平成24年度監査分(観光関連：平成25年9月20日第1回措置状況公表)以降は「措置済み」「検討中」の基準を明確化するとともに、具体的な内容を記載のうえ公表することとした。</p> <p>(人事課行政改革室、監査事務局)</p>	措置済み
29-31	3 修繕費	<p>外部監査人の指摘・意見については、それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点では「検討して参りたい。」でもよいが、その後数年経過しており、次回の募集も行われているにもかかわらず、検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果、対応したのかしなかったのか、対応した場合にはどのような対応をしたのか、対応しな</p>	<p>平成29年度の募集時において、1件30万円以上の修繕については、県が実施し、その金額未滿については、指定管理者が実施することとし、両者の負担の範囲の明確化を図った。</p> <p>(にぎわいづくり課)</p>	措置済み
			<p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt;</p> <p>包括外部監査の意見を受け、県と指定管理者の修繕費負担</p>	検討中

		<p>かった場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急に公表すべきである。</p> <p>また、修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲については不明確なままである。もっと明確な規定の導入を検討すべきである。(意見)</p>	<p>の範囲の規定について、より明確な規定の導入を検討する。</p> <p>なお、平成28年3月に「指定管理業務の運営改善について」指定管理者に通知し、平成28年4月から修繕費の執行については、年間計画を年度当初及び毎月徴収することとし、「施設に重大な影響を及ぼす修繕」を行う際は、事前協議を書面により随時実施し、内容を精査した上で、執行するよう改善を図った。</p> <p>また、1件10万円を超える修繕を執行する場合には、原則入札や相見積もりで業者を決定することとし、一者随意契約を行う場合は業者選定理由を示すことなど改善を図った。 (にぎわいづくり課)</p> <p>措置公表のあり方を改善するため、平成25年5月に「措置状況の判定基準・記載要領」を策定し、平成24年度監査分(観光関連：平成25年9月20日第1回措置状況公表)以降は「措置済み」「検討中」の基準を明確化するとともに、具体的な内容を記載のうえ公表することとした。 (人事課行政改革室、監査事務局)</p>	
31-32	4 委託契約	<p>第三者への委託についての県の承認手続きについては、平成20年度の外部監査時から何ら改善されていない。委託内容の詳細が記された書面を入手することにより、委託内容を事前に十分把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を追及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し、委託契約は可能な限り競争原理を追求したものとなるよう、再度指導を徹底すべきである。(意見)</p>	<p>平成29年度においても、第三者への外部委託の執行については、指定管理者が事前に契約金額や業者選定理由などについて申請し、県が承認の上、契約締結後には契約書及び仕様書等の写しを徴した。また、一者随意契約の場合は競争になじまない理由を書面により確認した。 (にぎわいづくり課)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt;</p> <p>平成28年3月に「指定管理業務の運営改善について」指定管理者に通知し、平成28年4月から第三者への外部委託の執行については、指定管理者が事前に契約金額や業者選定理由などについて申請し、県が承認の上、契約締結後は契約書及び仕様書等の写しを徴することとした。また、一者随意契約の場合は競争になじまない理由を書面により確認することとした。 (にぎわいづくり課)</p>	措置済み
32-34	第6 徳島県立産業観光交流センター (アスティとくしま)			
	1 審査基準	<p>外部監査人の指摘・意見については、それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点では「検討して参りたい。」でもよいが、その後数年経過しており、次回の募集も行われているにもかかわらず、検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等</p>	<p>次回募集時(平成33年度)においても、平成22年度の審査基準により募集する予定である。 (にぎわいづくり課)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt;</p> <p>平成20年度の包括外部監査の意見を受けて検討した結果、</p>	措置済み

		<p>しい。検討を行った結果、対応したのかしなかったのか、対応した場合にはどのような対応をしたのか、対応しなかった場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急に公表すべきである。(意見)</p>	<p>平成22年度の募集時から「経済性の追求」の配点を25点から30点に増加した。</p> <p>「経済性の追求」の審査項目の一つである「管理運営費の縮減」は指定管理料の金額の多寡を評価する指標であるが、もう一つの審査項目の「収支計画」は管理運営における収支の内容も考慮した選定委員の裁量が反映できる評価指標である。</p> <p>「効率的な管理運営」を審査するためには上記の2項目を評価する必要があると考えて現状の配点としている。</p> <p>なお、この審査基準は選定委員会の審議を経て決定されたものである。</p> <p>(にぎわいづくり課)</p> <p>措置公表のあり方を改善するため、平成25年5月に「措置状況の判定基準・記載要領」を策定し、平成24年度監査分(観光関連：平成25年9月20日第1回措置状況公表)以降は「措置済み」「検討中」の基準を明確化するとともに、具体的な内容を記載のうえ公表することとした。</p> <p>(人事課行政改革室、監査事務局)</p>
34-35	2 委託契約	<p>第三者への委託についての県の承認手続きについては、平成20年度の外部監査時から何ら改善されていない。委託内容の詳細が記された書面を入手することにより、委託内容を事前に十分把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を追求した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し、委託契約は可能な限り競争原理を追求したものとなるよう、再度指導を徹底すべきである。(意見)</p>	<p>平成29年度においても、第三者への外部委託の執行については、指定管理者が事前に契約金額や業者選定理由などについて申請し、県が承認の上、契約締結後には契約書及び仕様書等の写しを徴した。また、一者随意契約の場合は競争になじまない理由を書面により確認した。</p> <p>(にぎわいづくり課)</p> <hr/> <p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt;</p> <p>平成28年3月に「指定管理業務の運営改善について」指定管理者に通知し、平成28年4月から第三者への外部委託の執行については、指定管理者が事前に契約金額や業者選定理由などについて申請し、県が承認の上、契約締結後は契約書及び仕様書等の写しを徴することとした。また、一者随意契約の場合は競争になじまない理由を書面により確認することとした。</p> <p>(にぎわいづくり課)</p>
35-36	3 事業報告書	<p>「講じた措置」の記載では、外部監査人の指摘・意見に沿って対応したかのように記載されているが、実際にはかかる内容の対応はとられていない。このような対応は県民に誤解を生じさせうるものであり、改めるべきである。(指摘)</p>	<p>平成28年度及び平成29年度においても、収支報告については、従前の報告内容に加え、収支の詳細を徴収し、確認を行った上で、その事項については書面を残した。</p> <p>また、モニタリングにおいて確認した収支に関する資料については、全て写しを徴収した。</p> <p>(にぎわいづくり課)</p>

			<p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt;  平成28年3月に「指定管理業務の運営改善について」指定管理者に通知し、平成27年度分から収支報告については、従前の報告内容に加え、収支の詳細を徴収し、確認を行った上で、その事項については書面を残すよう改善を図った。  また、モニタリングにおいて確認した収支に関する資料については、全て写しを徴収することとした。  (にぎわいづくり課)</p>	措置済み	
39-40	5 修繕費の削減	<p>事前協議を行った場合には書面で残しておくようにすべきとともに、金額基準等により事前協議に付すべき場合を規定するほうが望ましい。  また、他の施設では金額基準により入札や相見積もりを実施すべき旨が基本協定書で定められている施設があるところ、本施設でも基本協定書で規定し可能な限り競争原理を導入することが望まれる。(意見)</p>	<p>平成29年度においても、修繕費の執行については、年間計画を年度当初及び毎月徴収することとし、「施設に重大な影響を及ぼす修繕」を行う際は、事前協議を書面により随時実施し、内容を精査した上で、執行した。  また、1件10万円を超える修繕を執行する場合には、原則入札や相見積もりで業者を決定することとし、一者随意契約を行う場合は業者選定理由を書面により確認した。  (にぎわいづくり課)</p>	(その後の取組)	
			<p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt;  平成28年3月に「指定管理業務の運営改善について」指定管理者に通知し、平成28年4月から修繕費の執行については、年間計画を年度当初及び毎月徴収することとし、「施設に重大な影響を及ぼす修繕」を行う際は、事前協議を書面により随時実施し、内容を精査した上で、執行するよう改善を図った。  また、1件10万円を超える修繕を執行する場合には、原則入札や相見積もりで業者を決定することとし、一者随意契約を行う場合は業者選定理由を示すことなど改善を図った。  (にぎわいづくり課)</p>	措置済み	
40-41	第7 徳島県立あすたむらんど	1 報奨金制	<p>外部監査人の指摘・意見については、それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点では「検討して参りたい。」でもよいが、その後数年経過しており、次回の募集も行われているにもかかわらず、検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果、対応したのかしなかったのか、対応した場合にはどのような対応をしたのか、対応しなかった場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急に公表すべきである。(意見)</p>	<p>平成29年度においても、見直した基準により報奨金制度を運用した。  (にぎわいづくり課)</p> <p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt;  平成20年度の包括外部監査の意見を受けて検討した結果、平成23年度以降の契約においては、報奨金を支払う基準となるべき金額を契約期間中を通じて各年度定額とし、平成23年度の契約に比べて平成28年度の契約ではその金額をより高く設定した。  (にぎわいづくり課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>

			措置公表のあり方を改善するため、平成25年5月に「措置状況の判定基準・記載要領」を策定し、平成24年度監査分（観光関連：平成25年9月20日第1回措置状況公表）以降は「措置済み」「検討中」の基準を明確化するとともに、具体的な内容を記載のうえ公表することとした。 (人事課行政改革室、監査事務局)	
41-43	2 審査基準	外部監査人の指摘・意見については、それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点では「検討して参りたい。」でもよいが、その後数年経過しており、次回の募集も行われているにもかかわらず、検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果、対応したのかしなかったのか、対応した場合にはどのような対応をしたのか、対応しなかった場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急に公表すべきである。(意見)	平成29年度の募集時においても、平成23年度に見直した審査項目で募集し、平成30年度からの新たな指定管理者を選定した。  (にぎわいづくり課)	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt; 平成20年度の包括外部監査の意見を受けて検討した結果、平成22年度の募集時から「経済性の追求」の配点を25点から30点に増加した。 「経済性の追求」の審査項目の一つである「管理運営費の縮減」は指定管理料の金額の多寡を評価する指標であるが、もう一つの審査項目の「収支計画」は管理運営における収支の内容も考慮した選定委員の裁量が反映できる評価指標である。 「効率的な管理運営」を審査するためには上記の2項目を評価する必要があると考えて現状の配点としている。 なお、この審査基準は選定委員会の審議を経て決定されたものである。  (にぎわいづくり課)</p> <p>措置公表のあり方を改善するため、平成25年5月に「措置状況の判定基準・記載要領」を策定し、平成24年度監査分（観光関連：平成25年9月20日第1回措置状況公表）以降は「措置済み」「検討中」の基準を明確化するとともに、具体的な内容を記載のうえ公表することとした。 (人事課行政改革室、監査事務局)</p>	措置済み
43-44	3 委託契約	第三者への委託についての県の承認手続きについては、平成20年度の外部監査時から何ら改善されていない。委託内容の詳細が記された書面を入手することにより、委託内容を事前に十分把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を迫及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し、委託契約は可能な限り競争原理を追求したものとなるよう、再度指導を徹底すべきである。(意見)	平成29年度においても、第三者への外部委託の執行については、指定管理者が事前に契約金額や業者選定理由などについて申請し、県が承認の上、契約締結後には契約書及び仕様書等の写しを徴した。また、一者随意契約の場合は競争になじまない理由を書面により確認した。  (にぎわいづくり課)	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt; 平成28年3月に「指定管理業務の運営改善について」指定管理者に通知し、平成28年4月から第三者への外部委託</p>	措置済み

			<p>の執行については、指定管理者が事前に契約金額や業者選定理由などについて申請し、県が承認の上、契約締結後は契約書及び仕様書等の写しを徴することとした。また、一者随意契約の場合は競争になじまない理由を書面により確認することとした。</p> <p>(にぎわいづくり課)</p>	
44-45	4 事業報告書	<p>「講じた措置」の記載では、外部監査人の指摘・意見に沿って対応したかのように記載されているが、実際にはかかる内容の対応はとられていない。このような対応は県民に誤解を生じさせるものであり、改めるべきである。(指摘)</p>	<p>平成28年度及び平成29年度においても、収支報告については、従前の報告内容に加え、収支の詳細を徴収し、確認を行った上で、その事項については書面を残すよう改善を図った。</p> <p>また、モニタリングにおいて確認した収支に関する資料については、全て写しを徴収した。</p> <p>(にぎわいづくり課)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt; 平成28年3月に「指定管理業務の運営改善について」指定管理者に通知し、平成27年度分から収支報告については、従前の報告内容に加え、収支の詳細を徴収し、確認を行った上で、その事項については書面を残すよう改善を図った。</p> <p>また、モニタリングにおいて確認した収支に関する資料については、全て写しを徴収することとした。</p> <p>(にぎわいづくり課)</p>	措置済み
45-47	5 修繕費の削減	<p>事前協議を行った場合には書面で残しておくようにすべきとともに、金額基準等により事前協議に付すべき場合を規定するほうが望ましい。</p> <p>また、他の施設では金額基準により入札や相見積もりを実施すべき旨が基本協定書で定められている施設があるところ、本施設でも基本協定書で規定し可能な限り競争原理を導入することが望まれる。(意見)</p>	<p>平成29年度においても、修繕費の執行については、年間計画を年度当初及び毎月徴収することとし、「施設に重大な影響を及ぼす修繕」を行う際は、事前協議を書面により随時実施し、内容を精査した上で、執行した。</p> <p>また、1件10万円を超える修繕を執行する場合には、原則入札や相見積もりで業者を決定することとし、一者随意契約を行う場合は業者選定理由を書面により確認した。</p> <p>(にぎわいづくり課)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt; 平成28年3月に「指定管理業務の運営改善について」指定管理者に通知し、平成28年4月から修繕費の執行については、年間計画を年度当初及び毎月徴収することとし、「施設に重大な影響を及ぼす修繕」を行う際は、事前協議を書面により随時実施し、内容を精査した上で、執行するよう改善を図った。</p> <p>また、1件10万円を超える修繕を執行する場合には、原則入札や相見積もりで業者を決定することとし、一者随意契約を行う場合は業者選定理由を示すことなど改善を図った。</p> <p>(にぎわいづくり課)</p>	措置済み

第8 徳島県立神山森林公園				
47-48	1 修繕費	<p>外部監査人の指摘・意見については、それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点では「検討を行いたい。」でもよいが、その後数年経過しており、次回の募集も行われているにもかかわらず、検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果、対応したのかしなかったのか、対応した場合にはどのような対応をしたのか、対応しなかった場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急に公表すべきである。(意見)</p>	<p>平成28、29年度に修繕費について重ねて検討を行った。その結果、平成29年度の指定管理者の募集時において、修繕費は、「1件につき60万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上のものについては、徳島県が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき60万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のものについては、管理運営業務として、指定管理者が自己の費用と責任において実施する。」に変更し、修繕費にかかる県と指定管理者の負担の範囲を明確にした上で、平成30年度から34年度までの基本協定を締結した。</p> <p>(林業戦略課)</p>	措置済み
			<p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt;</p> <p>修繕費について再検討した結果、「一事業年度につき発生案件ごとに、20万円に満たないときは指定管理者の負担とする。それを超える部分については徳島県が負担する。」に変更することにより、修繕費にかかる県と指定管理者の負担区分等をより明確にし、手続きを進める方向で検討中である。</p> <p>(林業戦略課)</p> <p>措置公表のあり方を改善するため、平成25年5月に「措置状況の判定基準・記載要領」を策定し、平成24年度監査分(観光関連：平成25年9月20日第1回措置状況公表)以降は「措置済み」「検討中」の基準を明確化するとともに、具体的な内容を記載のうえ公表することとした。</p> <p>(人事課行政改革室、監査事務局)</p>	検討中
48-49	2 委託契約	<p>第三者への委託についての県の承認手続きについては、平成20年度の外部監査時から何ら改善されていない。委託内容の詳細が記された書面を入手することにより、委託内容を事前に十分把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を追及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し、委託契約は可能な限り競争原理を追求したものとなるよう、再度指導を徹底すべきである。(意見)</p>	<p>平成29年度においても、外部委託業者選定に係る書類を提出させ、委託業務内容の詳細を確認した。全ての外部委託業務は、適正な業者選定により相見積りが行われ、最も安価な業者と契約が締結されている。</p> <p>(林業戦略課)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt;</p> <p>平成28年度から、管理運営業務体制計画承認申請書の添付書類として、新たに外部委託業者選定に係る書類の提出を求め、委託業務内容の詳細を確認したうえで、業務計画を承認した。</p> <p>全ての外部委託業務は、適正な業者選定により相見積りが行われ、最も安価な業者と契約が締結されている。</p> <p>(林業戦略課)</p>	措置済み

50-52	第9 徳島県日峯大神子広域公園，徳島県文化の森総合公園	<p>2 審査基準</p> <p>「講じた措置」の記載として、「検討する。」のまま終わるのは不十分である。また、「経済性の追求」の配点を増加させるときに「管理運営費の縮減」ではなく、「収支計画～収支の内容が適正かつ妥当性があるか」の項目で増加させた対応は疑問である。(意見)</p>	<p>平成29年度の募集においても，平成23年度に見直した審査項目で募集し，平成30年度からの新たな指定管理者を選定した。</p> <p>(都市計画課)</p> <hr/> <p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt;  平成20年度の包括外部監査の意見を受けて検討した結果，平成23年度の募集時から「経済性の追求」の配点を20点から30点に増加した。  「経済性の追求」の審査項目の一つである「管理運営費の縮減」は指定管理料の金額の多寡を評価する指標であるが，もう一つの審査項目の「収支計画」は管理運営における収支の内容も考慮した選定委員の裁量が反映できる評価指標である。  「効率的な管理運営」を審査するためには上記の2項目を評価する必要があると考えて現状の配点としている。  なお，この審査基準は選定委員会の審議を経て決定されたものである。</p> <p>(都市計画課)</p> <p>措置公表のあり方を改善するため，平成25年5月に「措置状況の判定基準・記載要領」を策定し，平成24年度監査分（観光関連：平成25年9月20日第1回措置状況公表）以降は「措置済み」「検討中」の基準を明確化するとともに，具体的な内容を記載のうえ公表することとした。  (人事課行政改革室，監査事務局)</p>	<p>(その後の取組)</p> <hr/> <p>措置済み</p>
53-55	第10 徳島県鳴門ウチノ海総合公園	<p>2 審査基準</p> <p>「講じた措置」の記載として、「検討する。」のまま終わるのは不十分である。また、「経済性の追求」の配点を増加させるときに「管理運営費の縮減」ではなく、「収支計画～収支の内容が適正かつ妥当性があるか」の項目で増加させた対応は疑問である。(意見)</p>	<p>平成29年度の募集においても，平成23年度に見直した審査項目で募集し，平成30年度からの新たな指定管理者を選定した。</p> <p>(都市計画課)</p> <hr/> <p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt;  平成20年度の包括外部監査の意見を受けて検討した結果，平成23年度の募集時から「経済性の追求」の配点を20点から30点に増加した。  「経済性の追求」の審査項目の一つである「管理運営費の縮減」は指定管理料の金額の多寡を評価する指標であるが，もう一つの審査項目の「収支計画」は管理運営における収支</p>	<p>(その後の取組)</p> <hr/> <p>措置済み</p>

			<p>の内容も考慮した選定委員の裁量が反映できる評価指標である。  「効率的な管理運営」を審査するためには上記の2項目を評価する必要があると考えて現状の配点としている。  なお、この審査基準は選定委員会の審議を経て決定されたものである。  (都市計画課)</p> <p>措置公表のあり方を改善するため、平成25年5月に「措置状況の判定基準・記載要領」を策定し、平成24年度監査分(観光関連：平成25年9月20日第1回措置状況公表)以降は「措置済み」「検討中」の基準を明確化するとともに、具体的な内容を記載のうえ公表することとした。  (人事課行政改革室、監査事務局)</p>	
55-56	3 修繕費	<p>外部監査人の指摘・意見については、それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点では「検討してまいりたい。」でもよいが、その後数年経過しており、今回の募集も行われているにもかかわらず、検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果、対応したのかしなかったのか、対応した場合にはどのような対応をしたのか、対応しなかった場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急に公表すべきである。(意見)</p>	<p>平成27年度の包括外部監査の意見を受けて、平成29年度の募集時に、県と指定管理者の修繕費負担の範囲の規定について、より明確な規定の導入の可否に向けて、具体的な修繕金額の設定について検討したが、より明確な規定の導入はなじまないと判断した。  当該施設は修繕件数も多く、修繕内容によっては一定の金額が常に必要である。現状においては、遊具・設備の修繕等について、指定管理料の中に含まれている年間約2千万円の修繕費用の範囲内で、指定管理者に負担を強いることなく、迅速かつ適切に行っているところである。  具体的な修繕金額の設定をせず、基本的な判断を現場の指定管理者に任せることで、より柔軟で機動的な現実的対応が可能となり、来園者に不便をかけることなく、安全・快適な利用にも繋がっている。  (都市計画課)</p> <p>-----</p> <p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt;  修繕費の県と指定管理者との負担範囲について、もっと明確な規定の導入を検討すべきであるとの包括外部監査の意見を受けて検討した結果、平成23年度の募集時から指定管理者が行った過去の修繕実績を明示するようにした。  県と指定管理者の修繕費負担の範囲の規定については、より明確な規定の導入の可否について検討する。  (都市計画課)</p> <p>措置公表のあり方を改善するため、平成25年5月に「措置状況の判定基準・記載要領」を策定し、平成24年度監査分(観光関連：平成25年9月20日第1回措置状況公表)以降は「措置済み」「検討中」の基準を明確化するとともに、具体</p>	<p>措置済み</p> <p>-----</p> <p>検討中</p>

			的な内容を記載のうえ公表することとした。 (人事課行政改革室、監査事務局)	
57-58	第1 1 徳島県月見が丘海浜公園			
	2 審査基準	平成21年度の募集においては、外部監査人の指摘・意見に沿った対応がなされているが、平成24年度以降の募集において経済性の追求の配点の内訳を変更したのは疑問が残る。(意見)	<p>次回募集時(平成30年度)においても、平成24年度の審査基準により募集する予定である。 (都市計画課)</p> <p>＜参考：平成28年9月30日公表分＞ 平成24年度以降の募集において「経済性の追求」の配点の内訳で「管理運営費の縮減」の項目の配点を減らし、「収支計画」の項目の配点を増やした変更は疑問が残るとの意見であるが、本施設は「利用料金制」を採用しているため、コテージ等の収入を指定管理者の収入として管理運営費に充て、不足分を指定管理料として支払っているものである。 このような管理運営形態での審査基準としては、指定管理料の金額の多寡と併せて収支計画の内容も重要視されるべきであると考え。 このため「効率的な管理運営」の審査では、「収支計画及び増収対策」の評価での選定委員の裁量の範囲を多くしているものである。 なお、この審査基準は選定委員会の審議を経て決定されたものである。 (都市計画課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>
60-61	第1 2 徳島県富田浜第一駐車場、徳島県富田浜第二駐車場、徳島県幸町駐車場			
	2 利用時間	<p>外部監査人の指摘・意見については、それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点では「検討する。」でもよいが、その後数年経過しており、次回の募集も行われているにもかかわらず、検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果、対応したのかしなかったのか、対応した場合にはどのような対応をしたのか、対応しなかった場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急に公表すべきである。 また、結果的には利用時間を延長した提案を受けた形になっているが、本来は募集要項等で利用時間の延長など、利便性の向上に繋がる内容の提案が可能であることを明記すべきであった。(意見)</p>	<p>平成24年度からは24時間利用可能となっている。 (都市計画課)</p> <p>＜参考：平成28年9月30日公表分＞ 指定管理者募集時において、要求水準書には施設の供用時間を記載しており、利用時間については応募者が独自の考えにより自らが有利に評価される提案をできるようになっている。 このため、平成23年度の募集時には現在の指定管理者から利用時間の延長の提案があった。 (都市計画課)</p> <p>措置公表のあり方を改善するため、平成25年5月に「措置状況の判定基準・記載要領」を策定し、平成24年度監査分(観光関連：平成25年9月20日第1回措置状況公表)以降は「措置済み」「検討中」の基準を明確化するとともに、具体</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>

			的な内容を記載のうえ公表することとした。 (人事課行政改革室、監査事務局)	
61-63	3 審査基準	本件各施設のように営利を目的とする施設では、「効率的な管理運営（経済性の追求）」が特に重要であることは明らかであるところ、県にとっての経済性に関連する「管理運営費の縮減」の配点を増やすように再検討するよう望まれる。(意見)	平成27年度の包括外部監査の意見を受けて検討した結果、平成29年度の募集時から「効率的な管理運営（経済性の追求）」のうち「管理運営費の縮減」の配点を20点から25点に増加した。 なお、この審査基準は選定委員会の審議を経て決定されたものである。 (都市計画課)	措置済み
			＜参考：平成28年9月30日公表分＞ 本件施設は指定管理者の業務内容が他の施設とは異なる施設であるため、次回募集時（平成29年度）には配点を再検討し、選定委員会にて審議することとする。 (都市計画課)	検討中
63-64	4 修繕費	外部監査人の指摘・意見については、それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点では「検討してまいりたい。」でもよいが、その後数年経過しており、今回の募集も行われているにもかかわらず、検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果、対応したのかしなかったのか、対応した場合にはどのような対応をしたのか、対応しなかった場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急に公表すべきである。 また、「講じた措置」では、修繕実績を明示しているが、平成26年度の募集時には明示されておらず、「講じた措置」どおりの対応を行っているとはいえない。(意見)	平成27年度の包括外部監査の意見を受けて、平成29年度の募集時に、県と指定管理者の修繕費負担の範囲の規定について、より明確な規定の導入の可否に向けて、具体的な修繕金額の設定について検討した。 当該施設は修繕対象となる設備が極めて少ないこと、現在「利用料金制」を採用していることから、明確な規定の導入については不要と判断した。今後、大規模修繕が必要となった場合には、指定管理者と協議して対応することとする。 また、修繕実績については、平成26年度及び平成27年度において、指定管理者側で執行した実績が各年度1件ずつあったため、平成29年度募集時に表記した。 (都市計画課)	措置済み
			＜参考：平成28年9月30日公表分＞ 修繕費の県と指定管理者との負担範囲について、もっと明確な規定の導入を検討すべきであるとの包括外部監査の意見を受けて検討した結果、平成23年度の募集時から指定管理者が行った過去の修繕実績を明示するようにした。 県と指定管理者の修繕費負担の範囲の規定について、より明確な規定の導入の可否について検討する。 なお、平成23年度の募集時には指定管理者が行った過去の修繕実績を明示していたが、平成26年度募集時には修繕実績がなかったため、表記しなかったものである。 次回募集時（平成29年度）からは、修繕実績がない場合は「実績なし」と記載することとする。 (都市計画課)	検討中

64-65	5 委託契約	委託契約の相手方を特定しないよう是正した点は評価できるが、委託契約の事前承認手続きについてはなお改善が必要である。(意見)	措置公表のあり方を改善するため、平成25年5月に「措置状況の判定基準・記載要領」を策定し、平成24年度監査分(観光関連：平成25年9月20日第1回措置状況公表)以降は「措置済み」「検討中」の基準を明確化するとともに、具体的な内容を記載のうえ公表することとした。 (人事課行政改革室、監査事務局)	(その後の取組)
			平成29年度分及び平成30年度分の事前承認手続きにおいても、「管理運営業務体制報告書」及び「第三者使用承認申請書」に委託金額も含めた具体的な委託内容を記載させ、県の承認を行った。 (都市計画課)	措置済み
			<p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt; 平成28年度分の事前承認手続きにおいては、平成28年3月29日に提出された「管理運営業務体制報告書」及び「第三者使用承認申請書」に委託金額も含めた具体的な委託内容を記載させることとした。 また、これらに対する県の承認等も3月30日に処理した。 (都市計画課)</p>	

II 平成21年度「徳島県教育委員会及びその所管の団体の財務に関する事務の執行全般について」

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
68-71	第2 各種契約 1 一般競争入札参加者が少ない例とその問題点	ホームページ改善の具体的な内容が十分なものとは考えがたい。 また、外部監査人から意見が出された事項については、その内容を踏まえた具体的な検討と措置がなされるべきである。(意見)	平成29年11月20日に県ホームページをリニューアルしたが、新ホームページでは、トップページに「一般の方」、「事業者の方」などの利用者別のメニューを新たに設置し、「事業者の方」のページの見やすい位置に「入札・売却情報」を掲載した。また、「入札・売却情報」を「物品」「委託・役務」「公共工事」「売却」「その他入札」の5分類に整理することで、目的の情報に到達しやすくした。 (秘書課)	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt; 平成21年度の包括外部監査において、「入札参加者数をできるだけ多く確保するため、県ホームページについては、入札情報を容易に検索できるシステムに変更できないか検討すべき」との意見があった。 そこで、平成21年10月の県ホームページのリニューアル</p>	措置済み

			<p>ルでは、トップページ上に入札情報の新着一覧を新たに設ける等、閲覧者の利便性の向上を図り、その後も継続的に改善に向けた取組みを進めてきた。</p> <p>しかし、平成27年度の包括外部監査において、「改善の内容が十分なものとは考えがたく、入札情報を容易に検索できるシステムについての具体的な検討がなされていない」との意見を受けたことから、平成29年秋の運用開始を目指し、平成28年度から着手している県ホームページの再構築業務では、簡易に入札情報を検索できる新しい機能を追加することとし、現在整備を進めている。</p> <p>(施設整備課、教職員課、秘書課)</p>	
71-72	2 指名競争入札の指名者数が少ない例とその問題点	<p>総合教育センターの庁舎管理業務、清掃管理業務については、落札業者が偏る傾向が顕著となっているところ、その要因を調査し、何らかの要因がある場合にはその是正を検討すべきである。(意見)</p>	<p>平成29年度から庁舎管理業務について長期継続契約(3年)を導入した。</p> <p>(総合教育センター)</p> <p>-----</p> <p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt; 平成28年度入札参加者に対してアンケート調査を実施したが、落札業者が偏る要因は判明しなかった。 なお、企業の参入意欲を増進する観点から、長期継続契約の導入について検討する。</p> <p>(総合教育センター)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>-----</p> <p><b>措置済み</b></p>
80-82	第5 各県立学校の実情			
	2 自動販売機の設置、収入の扱い(自動販売機会計)	<p>従前自動販売機の収入によって学校運営に必要な経費がまかなわれていた実情を十分把握し、かかる経費については簡易迅速に県費から支出できるような体制を整えるべきである。</p> <p>自動販売機の設置については、従前から設置されているものを含めて県が業者と直接契約し、収入は県に帰属するように改めるべきである。(指摘)</p>	<p>平成28年度に、教育委員会事務局職員と県立学校の事務課長等で構成するワーキンググループを設置し検討した結果、平成29年10月から5校、平成30年4月から14校において県と設置業者との直接契約による貸付を開始した。</p> <p>残る学校についても、条件の整った学校から順次直接契約に切り替えることとする。</p> <p>また、毎年度、自動販売機の収入見込みと支出予定について調査を行い、各県立学校に対し、収入見込みに相当する歳出予算を配当することとした。</p> <p>(施設整備課)</p> <p>-----</p> <p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt; 自動販売機の設置については、県が業者と直接契約し、収入は県に帰属できるよう平成29年度の実施に向け検討中である。</p> <p>(施設整備課)</p>	<p><b>措置済み</b></p> <p>-----</p> <p>検討中</p>

Ⅲ 平成22年度「県税の賦課徴収事務について」

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
85-86	第1 個人県民税  1 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人でその所在する市町村内に住所を有しない者の把握について	市町村による賦課行為の前提となることから対応が難しい面もあるが、市町村と十分に連携して、納税義務者の把握に対して更に積極的で具体的な取組みが必要である。(意見)	平成29年8月に行った市町村ヒアリング等の機会を通じて市町村に対し助言等を行った。 (税務課)  ----- <参考：平成28年9月30日公表分> 平成22年度に、市町村が賦課徴収する個人県民税（家屋敷課税）の納税義務者の把握について、もっと積極的で具体的な役割を果たすべきであるとの意見を受け、市町村に対し、広く住民に制度の周知を図るよう助言する措置を講じたが、今回改めて意見を受け、平成28年7月に開催した市町村税務担当課長会議において、市町村に対し改めて、制度を説明し、周知を図った。 今後も、市町村課と連携し、会議やヒアリング等の機会を通じて毎年市町村に対して継続的に助言等を行う。 (税務課)	(その後の取組)  措置済み
	86-88  2 延滞金の処理	外部監査人により意見等が出された場合には、対象課等はその意見の全体をしっかりと読んで問題意識を正確に理解し、「講じた措置」にはその問題意識に対応した記載をすべきである。外部監査人の意図に沿うように措置するのであれば、未納延滞金の管理を行うべきである。(意見)	平成28年度末、29年度末の個人県民税に係る未納延滞金の状況について市町村に報告を求めた。 (税務課)  ----- <参考：平成28年9月30日公表分> 平成22年度に、市町村が賦課徴収する個人県民税に係る延滞金について、県の有する債権である以上、その徴収に積極的に関与する必要があるとの意見を受けたことに対して、市町村が行う延滞金管理について、ヒアリング等を通じて助言する措置を講じたが、今回改めて、個人県民税に係る未納延滞金の状況を把握し、適切な管理を行うべきであるとの意見を受け、平成28年3月に市町村における未納延滞金の管理状況等について実態調査を行うとともに、平成28年7月に開催した市町村税務担当課長会議において各市町村に対し個人県民税に係る未納延滞金の状況について報告を求めた。 今後は、毎年度末の状況について市町村に報告を求め、その適切な管理を図る。 (税務課)	(その後の取組)  措置済み
93-95	第4 不動産取得税  1 申告手続の実	不動産の取得者の多くが税法の知識に乏しい一般個人	平成29年度は、法務局・公益社団法人徳島県宅地建物取	(その後の取組)

	情について	<p>であることや、一部不動産業者を除いては不動産を取得すること自体が希であり、期限内に申告がなされないことが多いことから、ある程度弾力的な運用にならざるを得ない点は理解できなくもないが、現在の運用は条例で定める手続きを経ないものであり、早急に是正すべきである。(意見)</p>	<p>引業協会等の関係機関や、市町村を通じて、申告制度の周知に努めるとともに、期限後申告の場合は、やむを得ない理由かどうかを確認した。</p> <p>(税務課)</p>	
			<p>＜参考：平成28年9月30日公表分＞</p> <p>平成22年度に、申告義務について積極的に周知を行い、その上で軽減措置の的確な取扱いを行い、期限内申告を徹底させるよう努めるべきであるとの意見を受け、平成23年度から不動産業者に対する周知に努めた。</p> <p>今回改めて意見を受け、平成28年度から、司法書士・金融機関等の関係機関に対して、また市町村を通じて、申告制度（期限内申告）の周知に努めている。</p> <p>併せて、期限後申告の場合は、やむを得ない理由かどうかを確認している。</p> <p>(税務課)</p>	措置済み
	第7 自動車取得税・自動車税			
103-105	3 身体障がい者等への減免手続（手帳の原本確認）	<p>外部監査人の指摘・意見に対して速やかに対応し、平成23年度においてはほぼ確実に履行されていた点は評価できる。</p> <p>しかしながら平成26年度ではほとんど原本確認済の記載が行われておらず、結果として講じた措置に反する対応となっている。原本確認済の記載を履行するよう周知徹底が必要である。(意見)</p>	<p>平成29年度も、「原本確認済」の記載を確実に行った。</p> <p>(税務課)</p>	(その後の取組)
			<p>＜参考：平成28年9月30日公表分＞</p> <p>平成22年度に、確実に障害者手帳等の原本確認がなされるような手順に改めるべきであるとの意見を受け、平成23年度から「原本確認済」の記載を履行することとしていたところ、従前のおり原本確認は確実に行われていたが、原本確認済みの記載はほとんど行えていなかった。</p> <p>今回改めて意見を受け、再度周知徹底を行った。</p> <p>(税務課)</p>	措置済み
105-106	4 身体障がい者等への減免手続（使用状況の確認）	<p>外部監査人による指摘・意見については、できるだけ速やかに対応しなければならない。措置不要と判断したのならば、理由を付してその旨を明記すべきである。一方、問題点を認識し、改善すべきと考えるならば、自動車関係税制の改正を待つのではなく、早急に対応すべきである。(指摘)</p>	<p>平成22年度に、障がい者本人運転の場合には、直接使用状況等を確認するなど、もっと正確な使用状況の確認方法を検討すべきであるとの意見を受けた。</p> <p>制度見直しの検討を行ったところ、障がい者本人に来庁を依頼して直接使用状況を確認することは、数年おきに実施する方法であっても障がい者に対する負担が大きいと考えられる。</p> <p>引き続き、減免対象自動車ごとに要件を原本等で確認し、一度減免申請した以降の年度については、年に一度、現況確認を行うことで、使用状況の確認に努める。</p> <p>(税務課)</p>	措置済み
			<p>＜参考：平成28年9月30日公表分＞</p>	

			<p>平成22年度に、障がい者本人運転の場合には、直接使用状況等を確認するなど、もっと正確な使用状況の確認方法を検討すべきであるとの意見を受けた。 平成28年度に確認方法も含め、身障減免制度を見直す。 (税務課)</p>	検討中
107-110	6 A協会との契約関係	<p>外部監査人の指摘については、何らの措置も講じていない。この点競争入札等の早期導入が必要であるし、手数料についても見直しが必要であると考えます。 しかしながら、外部監査人の指摘に対して異なる意見を持つことはあり得るところ、そのような意見を前提に理由を付して措置しないことを公表している点は評価できる。(意見)</p>	<p>制度の見直しの検討を行った結果、自動車取得税等に係る委託業務は、事務量が多い煩雑な自動車登録手続きの一環であるとともに、国や民間の各種手続きと一連かつ密接に関わる業務であり、業務委託に際し、自動車取得税等に関する専門知識及び当該業務に適した施設・設備が求められることから、A協会以外にはなく、競争入札にはなじまない。 自動車取得税等の証紙徴収は、委託する「申告書等の精査検算業務」と密接不可分であり、あえて「証紙売りさばき人」及び「証紙代金収納計器取扱者」にA協会以外を指定することは、自動車登録手続において県民の手続きが複雑になり県民サービスが低下することとなる。 A協会に対し証紙代金収納計器取扱手数料を支払っているが、この手数料は自動車取得税等の税額に応じた証紙取扱額に県税条例施行規則で定める率を乗じて算出しており、この率については一般の県証紙売りさばき手数料の率の3分の1以下に設定されていること、また、他の都道府県と比較しても標準的な率であることから、手数料の算定は適切になされている。 なお、自動車取得税等の徴収方法は、地方税法及びこれに基づく県税条例で「証紙や証紙代金収納計器によること」と定められ、さらに、総務省からは「みだりに現金徴収しない」旨の通知もなされており、本県の取扱いは法令や通知に沿ったものであり、証紙や証紙代金収納計器を使用しない方法を採用することはできない。 (税務課)</p>	措置済み
			<p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt; 平成22年度に、証紙代金収納計器取扱者の手数料はかなりの低額とすべきである。さらに、入札による契約締結への移行をすべきであるとの指摘を受けた。 税制度や委託業務の性質に鑑み、また全国的な動向も注視して見直しを検討する。 (税務課)</p>	検討中

IV 平成23年度「情報通信関連事業及び情報通信システムについて」

報告書				
-----	--	--	--	--

ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
117-118	第2 物品管理システム	<p>外部監査人により指摘がなされた点については、速やかに対応しなければならない。</p> <p>「講じた措置」記載の内容が実際にとられた対応と異なることは、県民に誤解を生じさせうるものであり、改めるべきである。(指摘)</p>	<p>平成29年度の契約についても、平成28年度と同様に保守作業見込時間数について、前年度実績等を考慮して、契約を締結するとともに、保守作業完了報告時には保守作業の内容や時間数を確認し、完了を承認し支払いを行った。</p> <p>(管財課)</p> <hr/> <p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt;</p> <p>平成23年度包括外部監査において、物品管理システムの保守の作業時間が精査されていないという指摘があり、平成25年度以降は必要な作業時間の精査に努めて、業務委託内容の検討に活用するとしていた。</p> <p>この物品管理システムは、管財課にホストコンピュータを、県庁各課に端末機器を設置しているもので、業務委託については、県庁内での保守作業のほか、受託業者が自社に持ち帰り行う必要がある不具合検査や動作確認等も含まれる。</p> <p>平成27年度の包括外部監査において、作業報告書が県庁内での保守作業時間の把握だけに留まっており、自社での保守作業時間等の精査ができていないとの指摘を受けた。</p> <p>このため、平成27年度包括外部監査期間中に対応することとし、平成27年10月1日付で保守作業完了報告書の様式を見直し、受注業者における県庁内及び自社での保守作業の内容や時間を確実に報告させ、精査を行ったところ、作業時間が当初の見込みより減少したことを確認したため、平成28年3月25日付で減額の変更契約を締結した。</p> <p>平成28年度以降の契約についても、保守作業見込時間数について、実績等を考慮して、契約を締結したところである。</p> <p>また、保守作業完了報告時には保守作業の内容や実質時間数を精査し、必要に応じて変更契約を締結する。</p> <p>(管財課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <hr/> <p><b>措置済み</b></p>
128-131	第7 電子入札システム	<p>外部監査人により意見等が出された場合には、その問題意識の本質を理解してそれに対応した措置を講じるべきである。</p> <p>特に契約更新時は、従前の契約の問題点を改善するまたとなない機会であるから、その際にはより一層具体的な調査、検討をするべきである。(意見)</p>	<p>平成29年度に現システムの仕様を検証し、他社のシステム仕様や料金の調査を行った。その結果を受けて、平成31年度の次期契約更新時には、競争入札により調達することとした。</p> <p>(建設管理課)</p> <hr/> <p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt;</p> <p>平成23年度包括外部監査において、電子入札システムの運用・保守契約を開発業者以外へ委託することができないのか、具体的に検証すべきであり、随意契約がやむを得ないのであれば、契約金額の最大限の削減に努力すべきとの意見を</p>	<p><b>措置済み</b></p> <hr/> <p>検討中</p>

			<p>受けた。</p> <p>平成26年度の契約締結時には、本システムは本県の入札制度に合わせた独自のカスタマイズ（仕様変更）があることから、他社からの再調達には多額の開発費と時間を要すると判断し、ソフトウェア利用料の検証等によるコスト縮減を図ったうえで、開発業者と5年間の長期継続契約を締結した。</p> <p>平成27年度の包括外部監査において、経済合理性を追求するためにいかにして価格競争を実現するか、平成26年度の契約時には具体的な調査、検討が必要であったとの意見を受けた。</p> <p>このため、平成31年度の次期契約更新に向けて、平成28年度に現システムの仕様を検証し、次年度以降に他社のシステム仕様や料金を調査するなど、経済合理性が確保できる方法について検討する。</p> <p style="text-align: right;">(建設管理課)</p>	
131-133	第8 土砂災害警戒システム			
	1 システムの有効性等の検討について	<p>外部監査人により意見等が出された場合には、対象課等はその意見の内容をしっかりと把握して措置を検討すべきであり、課内での情報共有に努めるとともに職員の異動があった場合にもそれらを確実に引き継ぎ、上記意見やそれに対応する「講じた措置」の内容を踏まえた業務の実施を心掛けるべきである。(意見)</p>	<p>平成27年度に引き続き、気象台と県において土砂災害警戒情報の検証検討会(H29.3.21, H30.3.9)を開催し、課内での情報共有を図った。</p> <p style="text-align: right;">(砂防防災課)</p> <hr/> <p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt;</p> <p>平成23年度の包括外部監査において、本システムの費用対効果については特段の検証がなされていないので、可能な限り、費用対効果やシステムの有効性、更なる合理化の余地について検討が行われるべきであるとの意見があり、「土砂災害警戒情報」発表地域内において、土砂災害の捕捉率等を分析し、システムの有効性の検討に努めるが、費用対効果については、ソフト対策事業に対する分析手法が確立されていないため、国の動向を見ながら研究を進めるとしていた。</p> <p>平成27年度の包括外部監査において、平成23年度の外務監査人の意見は費用対効果という文字を使用しているものの、技術の進化に応じた本システムのさらなる有効活用を提案していたものであり、当時、外部監査人からの意見を正確に理解したうえで措置を講じたものか疑問であるとの意見があった。</p> <p>本システムは、土砂災害発生の危険性を予測し、気象台と共同して土砂災害警戒情報を発表することを目的としたシステムであり、システムの有効性の検討は、これまでも気象台と共同で行ってきたところであるが、包括外部監査人からは、気象台と協議の場を持っていないこと等から、共同で分析したとは言えないとの意見があった。</p>	<p>(その後の取組)</p> <hr/> <p>措置済み</p>

133-134			このため、平成27年度からは、気象台と土砂災害警戒情報の検証検討会(平成28年2月4日)を開催し、課内での情報共有を行った。 (砂防防災課)	
	2 再委託契約について	措置を講じる際には、その措置内容が確実なものとなるよう、書面の細部まで確認をすべきである。(意見)	平成28年度に引き続き、平成29年度の委託業務においても、無線電波測定業務については当該業務の主たる部分にあたらぬことを特記仕様書に記載し、再委託が可能であることを明記した。 (砂防防災課)	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt; 平成23年度の包括外部監査において、本システムに関する委託業務の一部について、別の業者への再委託がなされている。再委託については、再委託する業務の内容と全体に占める金額割合等から、やむを得ない面もあるが、今後の推移については注視する必要があるとの意見があり、業務の主たる部分の再委託は認めないこととし、書面により業務分担範囲を確認するとともに、業務割合と業務における責任の所在を確認するとしていた。 平成27年度の包括外部監査において、契約書を確認したところ、契約書には、業務全部の一括委託及び発注者が設計図書において指定した主たる部分の第三者への委任等を禁止する条項は明記しているものの、設計図書には、業務の主たる部分の指定がないとの意見があった。 このため、平成28年度の委託業務から、特記仕様書に再委託可能な業務を明記することとした。 (砂防防災課)</p>	措置済み

V 平成24年度「観光及びこれに関連する事業について」

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
142-143	第1 徳島県物産観光交流プラザ運営事業			
	1 事業、イベントのチェック報告体制について	外部監査人の意見を受けて一定程度の改善が見られたが、未だ外部監査人の具体的な問題意識を踏まえた改善がなされているとはいいがたい。 外部監査人により意見等が出された場合には、対象課等はその意見の全体をしっかりと読んで問題意識を正確に理解した上で対応すべきである。(意見)	平成28、29年度においても販売増減要因や企業展示のニーズなど、課題の発見や後日の検証可能性という観点も考慮した、より詳細な内容を記載した委託業務完了実績報告書を提出させた。 (観光政策課)	(その後の取組)
			<参考：平成28年9月30日公表分>	

			<p>平成24年度の包括外部監査において、委託業務完了実績報告書の内容が非常に簡素なものに留まっていることから、課題の発見や後日の検証可能性という観点も考慮した、詳細な報告を事業完了報告書にも記載させるべきであるとの意見を頂いた。</p> <p>平成24年度から委託業務完了報告書に各月の売上額、購入客数及び販売状況についての分析結果等を添付するよう改善を図った。</p> <p>平成27年度の措置状況の検証において、一定程度の改善が見られたが、まだ不十分な内容に留まっているとの意見を頂いたことを受け、平成27年度から販売増減要因や企業展示のニーズなど、課題の発見や後日の検証可能性という観点も考慮した、より詳細な内容を記載するよう、委託業務完了実績報告書の内容を見直した。</p> <p>(観光政策課)</p>	措置済み
143-145	2 ユーザーからの意見聴取、反映について	<p>外部監査人の意見が出された場合には、対象課等はその意見の全体をしっかりと読み込んで問題意識を正確に理解し、速やかに適切な対応をすべきである。(意見)</p>	<p>平成29年度においても県内の経済団体、高等教育機関、県観光協会、県物産協会、農業団体、漁業団体、小売業者等で構成する「とくしま物産振興戦略会議」において、県が収集した情報やそれに基づく分析結果を報告し、情報共有を図ることで、県はもとより、各業界における販売促進・販路拡大に繋がるよう努めた。</p> <p>(観光政策課)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt;</p> <p>平成24年度の包括外部監査において、委託先を介し、あるいは委託先から適切な情報提供を受けた上で、徳島県自らがユーザーの購買動向に関する情報やニーズを収集して、これを分析して広く活用する仕組みを導入するべきであるとの意見を頂いた。</p> <p>そのため、委託先から収集した情報を「徳島県産品振興戦略」の中の市場調査に関するデータとして活用し、今後の県産品振興施策を推進するにあたって、具体的に活かすとともに、広く県民にも周知を図るため、平成25年度からホームページや書面で前年度の売上動向等を公開している。</p> <p>平成27年度の措置状況の検証において、県が収集した情報や分析結果は出店業者に留まっており、徳島県下全域の物産販売にとって大きな効果が出るような情報の活用が十分なされていないという意見を頂いた。</p> <p>そのため、平成28年度から県内の経済団体、高等教育機関、県観光協会、県物産協会、農業団体、漁業団体、小売業者等で構成する「とくしま物産振興戦略会議」において、県が収集した情報やそれに基づく分析結果を報告し、情報共有を図ることで、県はもとより、各業界における販売促進・販</p>	措置済み

145-147	3 委託先の選定について	<p>外部監査人により意見等が出された場合には、その問題意識に即した対応が速やかになされなければならない。本事業についていえば、現状が運営の透明性や公平性の点で問題があるとの指摘を踏まえ、民間企業を委託先にすることも含め、現在の委託先、委託内容の見直しを速やかに検討すべきである。(指摘)</p>	<p>路拡大に繋がるよう努めている。 (観光政策課)</p> <p>平成28年4月20日付けで展示商品選定基準の見直しが行われ、会員優先規定が削除されたことから、現在の委託先において、公平性を確保した展示商品の販売及びPR活動ができています。 (観光政策課)</p> <p>＜参考：平成28年9月30日公表分＞ 平成24年度の包括外部監査において、運営の公平性を確保しつつ、展示商品の販売及びPR活動を積極的に展開するという観点から、委託先の選定ないし委託先との契約内容等を見直し、さらなる改善について、検討を行うべきであるとの指摘を頂いた。 平成25年度以降、市町村や商工関係団体への出展者募集依頼や年4回発行の「協会だより」での募集を行うなど、会員以外にも幅広く募集を行うとともに、「お試し展示販売コーナー」をはじめとした企画展で幅広い商品販売に関するアドバイスやユーザーからの声のフィードバック、販売方法に関するアドバイス等を行うなど、公平性の確保に努めている。 平成27年度の措置状況の検証において、委託先の関連企業の商品を優先して取扱うという規定をしている展示商品選定基準が変更されておらず、公平性確保の点で問題が残ったままであるとの指摘を頂いた。 そのため、委託先に対し、さらなる公平性の確保を求めたところ、平成28年4月20日付けで展示商品選定基準の見直しが行われ、会員優先規定を削除することとなった。 今後は、公平性の確保、県産品の販路拡大の観点から、最もふさわしい団体を委託先として選定するとともに施設管理者及び運営管理者として、しっかり管理を行っていく。 (観光政策課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>
147-149	第2 新鮮とくしまブランド戦略対策事業	<p>外部監査人の意見を受けて一定程度の改善がなされたが、なお改善の余地がある。外部監査人の問題意識を踏まえて、さらに充実した報告書となるように対応すべきである。(意見)</p>	<p>平成28、29年度においては、ブランド品目の生産段階での課題を解決し、信頼される「とくしまブランド」産地を確立することを目的に補助事業を実施した。 新たな品目・品種の実証展示、病害虫対策や省力化技術の検証について報告を求め、ブランド品目の生産量拡大や品質向上が図られた。 (もうかるブランド推進課)</p> <p>＜参考：平成28年9月30日公表分＞ 産地構造改革計画の目標の達成に向けて、平成27年度は事業実施の効果について報告を求め、解決すべき課題を検証</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>

			<p>することで次年度以降の計画づくりにつながった。 (もうかるブランド推進課)</p>	
149-151	<p>第3 徳島阿波おどり空港国際線就航促進事業</p>	<p>本事業については成功とはいいがたい状況にある事実を直視し、事業を継続する以上は、現在の問題解決に向けた取り組みを進めることはもちろん、成果を上げるために何が必要であるかを具体的に検討し、実行すべきである。(意見)</p>	<p>国から国際線の運航経費等の支援を受けるため、「訪日誘客支援空港」の認定申請を行ったところ、平成29年7月4日、徳島阿波おどり空港が「訪日誘客支援空港(拡大支援型)」に認定された。</p> <p>また、「航空機の受入能力向上」及び「国際線本格対応」を図る「徳島阿波おどり空港新ターミナル」を平成30年1月21日に供用開始した。</p> <p>あわせて、インバウンド誘致を推進するため、平成28年度以降も県内事業者を対象としたWi-Fiや多言語表記等の整備に要する経費の助成や、通訳ボランティアのスキルアップ研修を実施するなど、外国人受入環境整備を行うとともに、台湾・香港等の市場ごとの特性に合わせ、Facebookを活用した情報発信に取り組んだ。</p> <p>このような取り組みの結果、平成30年1月21日から3月22日までの間、「香港からのインバウンド連続チャーター便」が「県政史上最多」となる「18往復・34便」で就航した。</p> <p>今後も一日も早い国際定期便の就航や、更なるチャーター便の就航に向け、路線誘致の取り組みを推進する。 (観光政策課, 次世代交通課)</p>	(その後の取組)
			<p>＜参考：平成28年9月30日公表分＞</p> <p>国際線就航という成果を上げるため、県内の産・学・官と検討組織を立ち上げ、検討した結果、空港施設の逼迫を解消し国際便対応機能を強化するため、平成28年度及び平成29年度予算で、ボーディングブリッジの増設など徳島阿波おどり空港の機能強化に取り組んでいる。</p> <p>また、平成27年度には、県内事業者向けにWi-Fi整備等の経費の助成を行い受入環境整備を強化したほか、おどる宝島！パスポート外国語版や多言語観光アプリケーションを作成し誘客コンテンツの充実を図ったり、(台湾や香港等の市場別) Facebookを活用した情報発信に取り組んでおり、今後も引き続き、本県への訪日外国人観光客が多く、かつこれまでにチャーター便就航実績のある香港、台湾など東アジアを中心に誘客の取り組みを推進する。 (国際企画課, 次世代交通課)</p>	措置済み
	<p>第4 阿波おどり活性化支援事業</p>			
154-155	<p>2 課題の把握, 改善について</p>	<p>外部監査人により意見等が出された場合には、対象課等はその意見の全体をしっかりと読み込んで問題意識を正</p>	<p>平成29年度は増加傾向にある外国人旅行者に向けて特に手厚い対応を目指し、「市役所前演舞場」においてインバウ</p>	(その後の取組)

		<p>確に理解して、それに対応した措置を講じるべきである。「講じた措置」には、誤解を与えるような記載は控えるべきである。(指摘)</p>	<p>ンド席を設けるとともに、洋式トイレの設置や通訳配置を行った。</p> <p>こうした受け入れ環境の整備により、例えば徳島駅前の総合案内所において外国人旅行者から演舞場に関する問い合わせを受けた際に、同演舞場を優先的に案内することが可能となり、結果、阿波おどりをより快適にお楽しみいただけるなど、阿波おどりのイメージ向上とともに高い満足度の醸成に寄与した。</p> <p>(観光政策課)</p>	
			<p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt;</p> <p>平成24年度の包括外部監査において、課題を積極的に発見する仕組みを設け、さらなる改善について検討を行うようにとの意見を受け、阿波おどり実行委員会で課題の情報共有を行う際に、書面により報告することにした。</p> <p>平成27年度の措置状況の検証において、県が課題を積極的に発見する仕組みを設けるべきとの指摘を受けた。</p> <p>そこで、徳島市観光協会や徳島新聞社を中心に多くの関係者で構成されている徳島市の阿波おどり実行委員会において課題の情報共有を図り、連携することで、関係者による確実な対応や次年度に向けた改善に努めている。</p> <p>例えば、平成28年度は県から当実行委員会に対し、両国橋南おどり広場のおどり連の受付を当日受付制から事前申込制へと変更する要望を行った。</p> <p>その結果、ユーザーへおどり連の出演時間をいち早く情報提供できるようになるとともに、おどり連も当日のスケジュールが事前に立てやすくなるなどの改善が図られた。</p> <p>(観光政策課)</p>	措置済み
156-157	第5 春の阿波おどり支援事業	<p>外部監査人により意見等が出された場合には、対象課等はその意見の全体をしっかりと読み込んで問題意識を正確に理解して、それに対応した措置を講じるべきである。(意見)</p>	<p>平成28年度以降も、当該イベントの支出(各支出項目の金額)の適確性について記録を行うとともに、事業報告書の内容を踏まえて課題等を検討・記録するなど、検討過程の記録化を行っている。</p> <p>(観光政策課)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt;</p> <p>平成24年度の包括外部監査において、事業内容について詳細な報告を受け、支出の合理性についても検討過程の記録化を検討するよう意見を受け、平成25年度の事業実績報告書から詳細な内容のものを提出いただくとともに、検討過程の記録化を実施している。</p> <p>平成27年度の措置状況の検証において、実施主体からの報告書が以前より詳しくなったが、検討過程の記録化が実現しているか否かが不明確との意見を受け、当該イベントの支</p>	措置済み

			出（各支出項目の金額）の適確性について記録を行うとともに、事業報告書の内容を踏まえて課題等を検討・記録するなど、検討過程の記録化を行っている。 (観光政策課)	
	第8 徳島県立あすたむらんど			
163-165	1 観光戦略における位置付けについて（戦略の明確化）	外部監査人の意見が出された場合には、対象課等はその意見の全体をしっかりと読み込んで問題意識を正確に理解し、速やかに適切な対応をすべきである。（意見）	平成29年度においても、事業完了報告書に記載項目を設け、当施設の観光戦略上の役割について明記させた。 (にぎわいづくり課)	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt;  当施設の役割は、平成27年3月に策定した「徳島県観光振興基本計画（第2期）」の『阿波とくしま』らしいにぎわいの創出の項目において、「交流拠点を活用したイベントの充実」と明確に規定されている。  徳島県観光振興基本計画において、当施設の記載が少ないのは「施設」という特性上、その目的や機能が変わるものではなく、戦略目標達成のため、同じ役割を継続して担っていく必要があるためであり、観光戦略による施設の役割はイベント展開などによる集客力を高めることと考えている。  なお、指定管理者からの事業報告書に、県の観光戦略上、本施設が果たすべき役割の記載がないとの今回の意見を受け、平成28年度から事業完了報告書において記載項目を設けることとした。 (にぎわいづくり課)</p>	措置済み
165-166	2 観光戦略における位置付けについて（県の役割）	外部監査人の意見が出された場合には、対象課等はその意見の全体をしっかりと読み込んで問題意識を正確に理解し、速やかに適切な対応をすべきである。（意見）	平成28年度には、あすたむらんど15周年記念イベントや子どもに人気の「こびとづかん」とのタイアップイベント「あすたむサマーフェスティバル」などの取組を実施した。 (にぎわいづくり課)	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt;  当施設の役割は、平成27年3月に策定した「徳島県観光振興基本計画（第2期）」の『阿波とくしま』らしいにぎわいの創出の項目において、「交流拠点を活用したイベントの充実」と明確に規定されている。  徳島県観光振興基本計画において、当施設の記載が少ないのは「施設」という特性上、その目的や機能が変わるものではなく、戦略目標達成のため、同じ役割を継続して担っていく必要があるためである。  なお、平成24年度の包括外部監査の意見を受け、県外からの観光誘客の増加を図るため、平成26年度から京都府の旅行代理店や小・中学校に誘致活動を実施するとともに、平</p>	措置済み

			<p>成28年度からは奈良県や滋賀県を中心とした近畿圏からの誘致活動を行っている。</p> <p>また、他の観光施設と連携した事業については、平成28年3月から「渦の道」「大鳴門架橋記念館エディ」の3施設と連携したイベント（スタンプラリー）を実施した結果、応募総数は253枚（うちあすたむらんど123枚）であり、相乗効果による観光誘客の増加を図った。</p> <p>このような取り組み等により、来場者数は対前年度比で平成26年度0.3%、平成27年度15.2%の増となった。</p> <p>引き続き、県と指定管理者が施設運営に関して定期的な情報交換を行い、魅力ある施設とするよう努めており、以上のような他の観光施設、イベント等との相乗効果、あるいは広報の取り組み等により、来場者の満足度向上やさらなるにぎわい創出のための運営を行っているところである。</p> <p>今後とも指定管理者と連携して宿泊者数、入込客数など戦略目標の達成に向けて運営に努めて参りたい。</p> <p style="text-align: right;">（にぎわいづくり課）</p>	
168-170	第9 徳島県立渦の道及び徳島県立大鳴門橋架橋記念館		<p>平成29年度においても、事業完了報告書に記載項目を設け、当施設の観光戦略上の役割について明記させた。</p> <p style="text-align: right;">（にぎわいづくり課）</p>	（その後の取組）
	1 観光戦略における位置付けについて（戦略の明確化）	<p>外部監査人の意見が出された場合には、対象課等はその意見の全体をしっかりと読み込んで問題意識を正確に理解し、速やかに適切な対応をすべきである。（意見）</p>	<p>＜参考：平成28年9月30日公表分＞</p> <p>当施設の役割は、平成27年3月に策定した「徳島県観光振興基本計画（第2期）」の『阿波とくしま』らしいにぎわいの創出の項目において、「交流拠点を活用したイベントの充実」と明確に規定されている。</p> <p>徳島県観光振興基本計画において、当施設の記載が少ないのは「施設」という特性上、その目的や機能が変わるものではなく、戦略目標達成のため、同じ役割を継続して担っていく必要があるためであり、観光戦略による施設の役割はイベント展開などによる集客力を高めることと考えている。</p> <p>なお、指定管理者からの事業報告書に、県の観光戦略上、本施設が果たすべき役割の記載がないとの今回の意見を受け、平成28年度から事業完了報告書において記載項目を設けることとした。</p> <p style="text-align: right;">（にぎわいづくり課）</p>	措置済み
170-171	2 観光戦略における位置付けについて（県の役割）	<p>外部監査人の意見が出された場合には、対象課等はその意見の全体をしっかりと読み込んで問題意識を正確に理解し、速やかに適切な対応をすべきである。（意見）</p>	<p>平成28年度には、渦の道の入館者数1000万人到達記念イベントの実施や外国語でのパンフレット作成などの取組を実施した。</p> <p style="text-align: right;">（にぎわいづくり課）</p>	（その後の取組）

			<p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt;  当施設の役割は、平成27年3月に策定した「徳島県観光振興基本計画（第2期）」の『阿波とくしま』らしいにぎわいの創出の項目において、「交流拠点を活用したイベントの充実」と明確に規定されている。  徳島県観光振興基本計画において、当施設の記載が少ないのは「施設」という特性上、その目的や機能が変わるものではなく、戦略目標達成のため、同じ役割を継続して担っていく必要があるためである。  なお、平成24年度の包括外部監査の意見を受け、渦の道エントランスを県内の市町村等の観光PRの場として提供したこと、鳴門公園コンシェルジュによる鳴門公園及び県内観光案内及び、県や地元関係者と連携した観光キャラバンの強化による情報発信の充実を図った。  また、地元関係団体や近隣宿泊施設の協力を得て、平成26年度からは季節限定夜間営業（渦の道ロマンチックロード）や、平成27年度には早朝が渦の見頃となる日に早朝営業（朝活in渦の道）の実施による新たな魅力の創出や平成27年度には県や地元関係団体と連携し、「大鳴門橋30周年及び渦の道15周年」の記念イベントを実施するなど集客力の向上を図るイベントを展開した結果、来場者数は対前年度比で平成26年度3.1%、平成27年度0.1%の増となり、観光誘客の増加を図った。  引き続き、県と指定管理者が施設運営に関して定期的な情報交換を行い、魅力ある施設とするよう努めており、以上のような地域全体、あるいは季節ごとの取り組み等により、来場者の満足度向上やさらなるにぎわい創出のための運営を行っているところである。  今後とも指定管理者と連携して宿泊者数、入込客数など戦略目標の達成に向けて運営に努めて参りたい。  (にぎわいづくり課)</p>	措置済み
171-174	3 委託先の選定について	<p>外部監査人の意見を正確に反映する措置を講じるべきである。  実際にとられた措置と「講じた措置」記載の内容が整合しないことは許されない。(意見)</p>	<p>平成29年度の募集においては、より多くの広報媒体を活用し情報提供を行うとともに、早期の日程調整を行った結果、平成29年7月20日から同年9月22日までの65日間と2か月以上確保した。  (にぎわいづくり課)</p> <p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt;  募集期間、情報提供等を再度検討し応募者を増やす必要があるという監査人の意見に対して、引き続き募集期間を十分確保するとともに、より多くの広報媒体を活用し情報提供を行ってきたところであり、平成24年度当時の監査人の意見</p>	(その後の取組)  措置済み

			<p>を尊重してきたところである。          なお、平成23年度と平成26年度の募集期間は同程度となっていたが、平成29年度の募集においては、早期に選定委員会の日程調整を行うとともに開催時間について工夫するなど、募集期間を十分確保することとしたい。          (にぎわいづくり課)</p>	
174-175	第10 徳島県鳴門ウチノ海総合公園	<p>外部監査人の意見が出された場合には、対象課等はその意見の全体をしっかりと読み込んで問題意識を正確に理解し、速やかに適切な対応をすべきである。          「講じた措置」に新たな措置を講じるかのような記載をしているにもかかわらず、実際にはかかる措置を講じていないという対応は、県民に誤解を生じさせるものであり、改めるべきである。(意見)</p>	<p>指定管理者の選定においては、募集期間を平成23年度から「2ヶ月程度」に延長しており、平成29年度の新たな募集においては7月25日から9月25日までの期間で募集した。          (都市計画課)</p> <p>-----</p> <p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt;          指定管理者の選定において、募集期間、情報提供を再度検討する必要があるとの意見を受けて検討した結果として、募集期間を「1ヶ月程度」から「2ヶ月程度」に延長している。          また、募集に関する情報提供の手法については、問題意識を持って検討した結果として、新聞や県ホームページなどを利用して募集内容の周知に努めることとしている。          (都市計画課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>